

論点に対する回答

分野	雇用保険各種通知書（被保険者通知用）の電子化
省庁名	厚生労働省
<p>日本経済団体連合会（以下、経団連）から「2021年度規制改革要望」が公表されたところ、当該要望中、「No. 46 雇用保険各種通知書（被保険者通知用）の電子化」において、ハローワークが被保険者用に発行する書類を、事業主を通じなくても被保険者本人がマイナポータルで直接確認できるようにすべきである旨の要望がなされている。当該要望を踏まえ、以下の論点について回答願いたい。</p> <p>【論点①】</p> <p>令和2年度に経団連が「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」に要望していた「離職票の電子化」対して、貴省より、「離職証明書が電子申請で提出された場合に、マイナポータルに利用者登録を行っている離職者に『お知らせ機能』を活用してハローワークから離職票を送付することの可能性について、業務的及び技術的な検討を行い、今年度中に結論を得た上で、実現可能な場合は、必要な予算要求、システム改修を経て、令和6年度からの運用開始を目指して参ります。」との回答がなされている。現在の具体的な検討状況（どのような結論が得られたのか含む）について、ご教示いただきたい。</p> <p>【回答①】</p> <p>離職証明書が電子申請で提出された場合（※）に、マイナポータルの提供する「省庁連携機能」を活用して、マイナポータルに利用者登録を行っている離職者に、ハローワークから離職票をお知らせ情報として送付する方針です。</p> <p>今後は、令和3年度末を予定しているマイナポータルの省庁連携機能のリリースを踏まえて要件定義を行った上で、必要な予算要求、システム改修を行うことを検討しており、以前回答のとおり令和6年度からの運用開始を目指しております。</p> <p>（※）事業主が離職証明書提出以前に雇用保険手続きにおいて、個人番号を届け出ていることが前提。</p>	

【論点②】

経団連からは、論点①を踏まえつつ、「マイナポータルにおける更なる機能充実（掲載情報の追加）を図るべき」との意見が接到しているが、貴省の見解如何。なお、貴省が作成されている「雇用保険関連手続」におけるオンライン利用率引上げに係る「基本計画」にて、「オンライン申請を行った際に電子ファイルで交付される返戻公文書は、当該電子ファイルを事業主から被保険者にメールで転送することにより通知することも可能としているが、そのことが十分に認識されていないため、申請者がオンライン申請の利便性を十分に享受できていない」旨の課題が示されているところ、事業者から被保険者への通知自体が不要となれば、更なる利便性向上が見込めるのではないか。

【回答②】

離職票以外のハローワークから被保険者用に発行される書類についても、次期システム更改（現時点では令和8年度を想定）において、離職票と同様の仕組みによりマイナポータルに送付できるよう、業務的及び技術的な検討を行うとともに、関係省庁と協議を行っていく予定です。